

10 岐阜県の再生可能エネルギー・省エネルギー推進のための支援制度 (令和5年4月1日現在)

	所管課	項目	対象となるエネルギー	概要	支援枠	連絡先等	URL
1	住宅課	脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金	省エネルギー	県内で外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策を講じた住宅を取得(新築・購入)する個人に対し補助する。	1. 断熱等性能等級6以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する住宅の場合 60万円 2. 断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する住宅の場合 40万円	住宅課住宅企画係 内線 4833 直通058-272-8693	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/282403.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/282403.html</a>
2	県産材流通課	木質バイオマス利用施設導入促進事業	木質バイオマス	「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、公共施設等への木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に対して補助する。	補助率: 事業費の1/2以内。 (木質資源利用ボイラー: 上限25,000千円/施設, 木質ペレット・薪ストーブ: 上限500千円/台)	県産材流通課 内線3013 直通058-272-8486	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7545.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7545.html</a>
		県民協働による未利用材の搬出促進事業	木質バイオマス	「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、市町村、地域住民及び森林所有者等が取り組む未利用材の取引に係る経費や、搬出機械・伐採保護衣・保護帽の導入に係る経費、安全研修会の開催に係る経費の一部に対して補助する。	補助率: 市町村が補助する額の1/2以内。 (未利用材の取引: 上限1,500円/t, 搬出機械の導入: 上限750千円/事業, 伐採保護衣の導入: 上限13千円/着, 保護帽の導入: 6千円/個, 研修会の開催: 上限30千円/回)	県産材流通課 内線4363 直通058-272-8483	
		木質バイオマス加工流通施設等整備事業	木質バイオマス	国の「林業・木材産業循環成長対策交付金」を活用し、木質バイオマス利用施設及び供給施設の整備に対して補助する。	補助率: 事業費の1/2~15%以内	県産材流通課 内線4363 直通058-272-8483	
		未利用材集荷システム効率化支援事業	木質バイオマス	岐阜県内の民有林から岐阜県内の木質バイオマス発電施設への未利用材の搬出に対して補助する。	補助率: 1,500円/m3	県産材流通課 内線4363 直通058-272-8483	
3	農地整備課	小水力発電活用支援事業	小水力発電	1. 発電する電力や売電収益を地域農業の振興及び農村生活環境の改善等に活用することを目的に行う、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備に対する補助。 ・補助対象: 市町村、土地改良区、農業協同組合 2. 災害時の避難所となりうる施設に非常用電源として電力供給するために必要な、農業水利施設を活用した小水力発電施設および蓄電施設の整備。 ・補助対象: 市町村、土地改良区、農業協同組合	1. 補助対象経費: 発電施設の整備にかかる工事費(純工事費、測量及び試験費、用地費および補償費) 補助率50%(振興山村・過疎地域・特定農山村地域は55%) 2. 補助対象経費: 発電及び蓄電施設の整備にかかる工事費(純工事費、測量及び試験費、用地費および補償費) 補助率50%(振興山村・過疎地域・特定農山村地域は55%)	農地整備課 内線4239 直通058-272-8468	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/313929.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/313929.pdf</a>
		小水力発電施設環境教育推進事業	小水力発電	農業水利施設や身近な水路等に設置した小水力発電施設を活用して実施する環境教育活動に対する補助。 ・補助対象: 地域団体等。	農業水利施設や身近な水路等に設置した小水力発電施設を活用して実施する環境教育活動に要する経費 補助率: 定額(上限 500 千円)	農地整備課 内線4239 直通058-272-8468	
4	商業・金融課	岐阜県中小企業資金融資制度 脱炭素社会推進資金	新エネルギー	・地球環境の保全・改善を図るための施設設備のための事業資金 ・電力需給対策を図るための施設整備のための事業資金 ・運転資金は、上記にかかる施設設備等の改修、設備リース料(新規1年分に限り)及び備品・消耗品等の購入、環境マネジメントシステム(ISO14000シリーズなど)の認証取得又はダイオキシン類の濃度測定検査に要する事業資金に限る	融資限度額: 運転資金4000万円、設備資金1億円(融資利率1.3%、10年を超える場合は1.7%) 償還期間: 運転資金7年、設備15年 信用保証: 必要により(無担保: 年0.45~1.0%、有担保: 年0.35~0.9%)	商業・金融課 内線3646	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html</a> <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/346910.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/346910.pdf</a>
5	商工・エネルギー政策課	岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金	省エネルギー	県内の宿泊事業者及び観光事業者並びにこれらの事業者と提携して駐車場を運営する者が急速充電設備(蓄電池付急速充電設備を含む)および普通充電設備を導入する経費の一部を補助する。	【急速充電設備】(10kW以上90kW未満) 国補助額の1/2以内 【普通充電設備】(10kW未満) 国補助金の1/2以内	商工・エネルギー政策課 内線3625	
		PPA等自家消費型太陽光発電設備導入事業費補助金	省エネルギー	県内の企業及び団体が自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池等を導入する経費の一部を補助する。	補助率: 国が補助する額の1/2以内。 ・太陽光発電設備: 定額(2.5万円/kWh) ・定置用蓄電池: 定額(3.15万円/kWh) ・車載型蓄電池: 定額(1万円/kWh) ・充放電設備: 1/4		
6	脱炭素社会推進課	岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金	太陽光	補助対象: 県内の自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に補助対象設備を設置する者  主な補助要件 ・発電した電力の50%以上を自家消費すること ・FIT(FIP)認定を受けないこと	・太陽光発電設備(工事費込): 最大100万円 【5万円/kw(上限20kW)】 ・蓄電池(工事費込): 最大126万円 【6.3万円/KWh(上限20kWh)】 (4,800Ah・セル未満の蓄電池は最大5.1万円/kWh) ・V2H: 本体最大75万円 工事費最大95万円	脱炭素社会推進課 内線2942	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html</a>